

安城市 e モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が各種の行政課題について、インターネットを利用してアンケートを行う事業（以下「e モニター制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、e モニター制度に参加する者を募集するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき応募した者のうち、次に掲げる要件のいずれも満たす者であって、相当と認めるものを登録するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該要件を変更することができる。

- (1) 市内に住む者、市内で働く者又は市内で学ぶ者であること。
- (2) 満18歳以上であること。
- (3) インターネットの利用ができ、その環境があること。
- (4) 本人が使用できるメールアドレスを取得していること。
- (5) 安城市の職員でないこと。

3 前項の規定により登録する者（以下「e モニター」という。）の人数及び登録期間は、市長が別に定める。

4 第1項に規定する募集の申込みは、「あいち簡易電子受付サービス」を利用して行うものとする。

(アンケートの実施)

第3条 e モニター制度に関する事務は、秘書課広報広聴係において行うものとする。

2 アンケートの実施を希望する課等の長は、その旨を秘書課長に届け出るものとする。

3 アンケートの実施は、e モニターのメールアドレスに、その旨を通知することにより行うものとする。

(e モニター)

第4条 アンケートの通知を受けたe モニターは、あいち簡易電子受付サービスを利用してアンケートへの回答を行うものとする。

2 前項の場合の送受信等に係る通信費用は、e モニターの負担とする。

(結果の公表)

第5条 アンケートの結果は、秘書課広報広聴係が集計し、当該アンケートの実施を依頼した課等に提供するとともに、速やかにウェブサイトで公表するものとする。

2 市長は、アンケートの回答の内容を、当該eモニターの承諾なしに、公開し、又は利用することができるものとする。

(登録の変更)

第6条 eモニターは、登録時点から、氏名、住所、メールアドレス等を変更した場合は、速やかに市長に変更を届け出るものとする。

(eモニターの禁止行為)

第7条 eモニターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のeモニター又は第三者を誹謗、中傷等する行為又はその恐れのある行為
- (2) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為又はその恐れのある行為
- (3) 虚偽の内容で、又は重複してeモニターとして登録を受ける行為
- (4) 虚偽に、又は不正に回答をする行為
- (5) 自己の利益のためにeモニター制度を利用する等eモニター制度の適正な運営を妨害する行為
- (6) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第8条 市長は、eモニターが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該eモニターの登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第2項に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する禁止行為に該当する行為があったとき。
- (3) eモニターから脱退の申出があったとき。
- (4) 登録したメールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(謝礼)

第9条 市長は、登録期間内のアンケートにおいて5回以上有効な回答をしたeモニターに対し、謝礼を提供するものとする。

2 謝礼は、予算範囲内において定めるものとする。

3 謝礼は、登録期間における全てのアンケートの終了後に、eモニターがあらかじめ登録した住所に送付するものとする。

(個人情報保護)

第10条 市長は、eモニターの個人情報を厳重に管理するものとする。

2 市長は、登録されているeモニターの個人情報を目的以外に利用しないものとする。

3 市長は、アンケートの結果を利用し、又は公表する場合には、当該回答をしたeモニターを特定できないようにして行うものとする。

(本制度の変更、一時停止及び中止)

第11条 市長は、事前の告知又はeモニターの承諾の有無にかかわらず、eモニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

2 市長は、前項の変更、一時停止又は中止によってeモニターに発生した不利益又は損害の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。